

全体会議

青森県感染症対策連携協議会

[第2回全体会議]

令和8年1月29日（木）17：00～
Web開催

次 第

1 開 会 2 挨 拶 3 議 事

- (1) 青森県新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について …………… P 3
 - ① 青森県新型インフルエンザ等対策実施体制の概要
 - ② 青森県新型インフルエンザ等対策本部の組織図
 - ③ 各会議体の役割

- (2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル(医療提供版)について …………… P 7
 - ① 改定素案概要 (別添資料1、2)
 - ② 今後のスケジュール

- (3) 青森県感染症予防計画に基づく施策の進捗状況について …………… P 15
 - ① 感染症対策に関する協定の進捗状況

4 その他 5 開 会

構成員

	所属	職	氏名	出欠		所属	職	氏名	出欠
1	青森県健康医療福祉部	部長	守川 義信	出席	15	東津軽保健所	所長	佐々木 隆聖 (代理：次長 保木卓也)	代理出席
2	青森市保健部青森市保健所	所長	野村 由美子	出席	16	中南保健所	所長	齋藤 和子 (代理：次長 田中邦治)	代理出席
3	八戸市こども健康部八戸市保健所	所長	工藤 雅庸	出席	17	三戸保健所	所長	立花 直樹 (代理：課長 柿崎馨代)	代理出席
4	青森県立中央病院	院長	廣田 和美	出席	18	西北保健所	所長	鍵谷 昭文 (代理：技師 澤田悠)	代理出席
5	国立大学法人弘前大学医学部附属病院	病院長	袴田 健一	欠席	19	上北保健所	所長	鈴木 豊	出席
6	八戸市立市民病院	院長	水野 豊	出席	20	下北保健所	次長	増田 大介	出席
7	つがる西北五広域連合つがる総合病院	院長	坂本 十一	出席	21	青森県衛生研究所	所長	定 孝	出席
8	十和田市立中央病院	院長	杉田 純一	出席	22	仙台検疫所青森出張所	出張所長	油谷 清史	出席
9	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	副院長	葛西 雅治	出席	23	公益社団法人青森県老人福祉協会	会長	棟方 光秀	欠席
10	公益社団法人青森県医師会	常任理事	田中 完	欠席	24	青森県知的障害者福祉協会	会長	中村 伸二	欠席
11	一般社団法人青森県歯科医師会	専務理事	柏崎 秀一	欠席	25		青森県感染症対策コーディネーター	大西 基喜	出席
12	一般社団法人青森県薬剤師会	副会長	河原木 智	出席	26		青森県感染症対策コーディネーター	藤野 安弘	出席
13	公益社団法人青森県看護協会	会長	川野 恵智子	欠席	27		青森県災害医療コーディネーター	花田 裕之	出席
14	青森県消防長会	青森地域広域事務組合消防本部警防課長	阿部 康成	欠席	28	株式会社陸奥新報社	報道部長	今井 珠世	出席

議 事

(1) 青森県新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

① 青森県新型インフルエンザ等対策実施体制の概要

ア 準備期

・ 通常の実施体制

あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

イ 初動期

・ 新型インフルエンザ等対策本部を設置（全庁的な対応）

情報の集約、共有及び分析を行うとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対処方針を決定する。
方針については専門的な知識を有する者等から意見や助言を聴いた上で決定し実施する。

ウ 対応期

・ 新型インフルエンザ等対策本部（全庁的な対応） ※継続

感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応する。

<参考>

青森県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（抜粋）

(1) 設置

青森県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、特措法及び条例に基づき県対策本部を設置する。

(2) 組織

- ・ 本部長は、知事
- ・ 副本部長は、副知事
- ・ 本部員は、各部局長、会計管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長

(3) 事務

- ・ 県対策本部は特措法に基づき、県の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- ・ 事務は、国の基本的対処方針及び新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基き行うものとする。

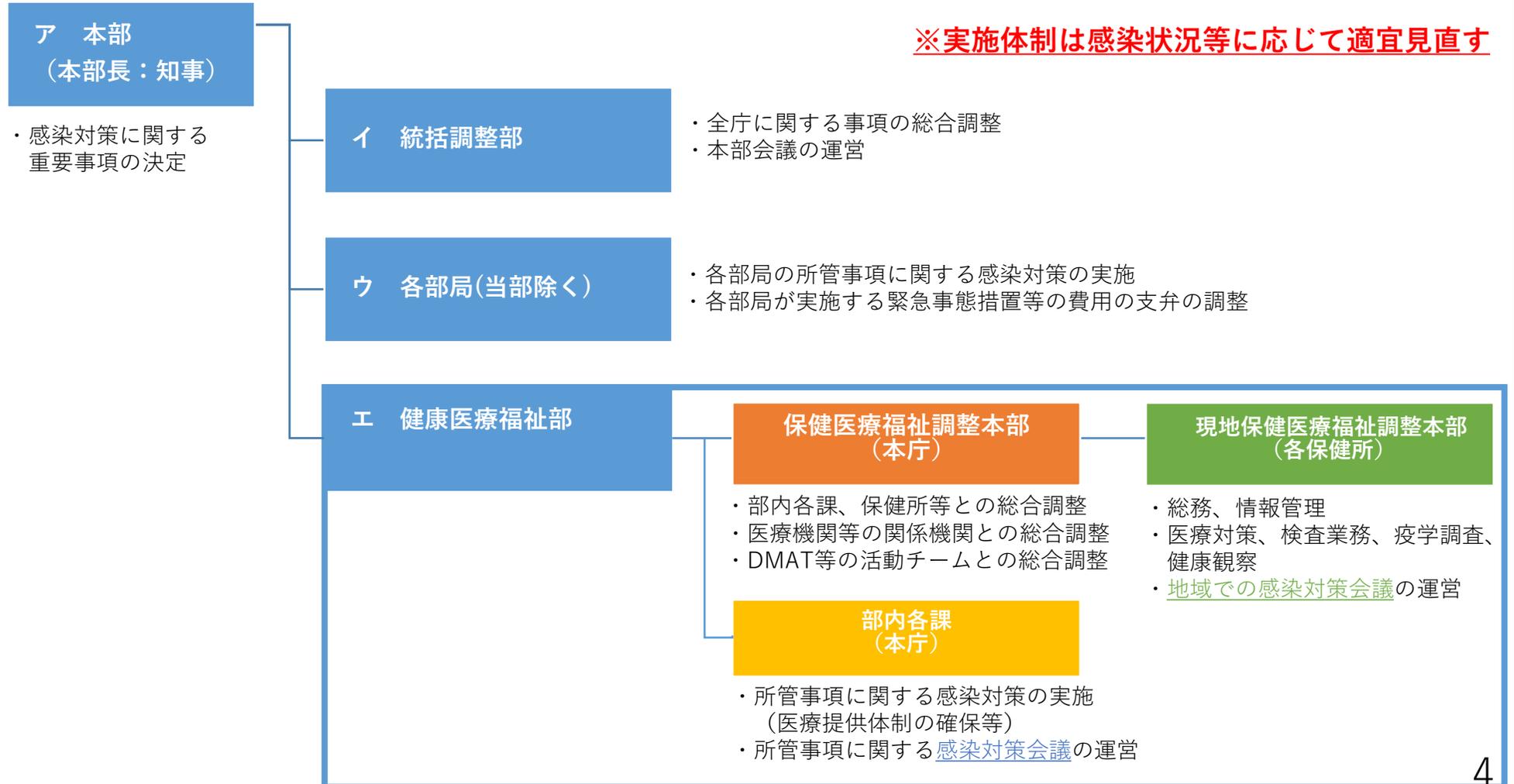
(4) 本部会議

- ・ 本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項について決定する。
- ・ 本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他県の職員以外の者を出席させることができる。

議 事

(1) 青森県新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

② 青森県新型インフルエンザ等対策本部の組織図



議 事

(1) 青森県新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

③ 各会議体の役割

<本庁>

ア 青森県新型インフルエンザ等対策本部

(役割) 県の新型インフルエンザ等対策を決定する。

(構成) 県知事、副知事、各部局長、会計管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長

イ 新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議 (設置・委嘱済)

(役割) 県の新型インフルエンザ等対策の推進について専門的技術的観点などから意見等を行う。

(構成) 医療、医薬品、電気、ガス、輸送、通信、市町村等の関係機関又は関係団体、学識経験者等

ウ 新型インフルエンザ等対策青森県専門家会議 (新型インフルエンザ等発生時に適宜開催)

(役割) 新型インフルエンザ等対策について医学的な見地から助言等を行う。→県の「医療確保の方針」の決定

(構成) 医療機関、医療の関係団体、学識経験者等

エ 青森県新型インフルエンザ等医療対策会議 (新型インフルエンザ等発生時に適宜開催)

(役割) 医療提供体制の確保及びその充実を図る。→医療(提供)の実践に係る説明・協議

(構成) 医療機関、保健所、医療・福祉の関係団体、学識経験者等

議 事

(1) 青森県新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

③ 各会議体の役割

<本庁>

オ 青森県感染症対策連携協議会（設置・委嘱済）

（役割）感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、各関係機関・団体等との連携協力体制の整備等を図る 平時からの感染症対応に向けた 連携体制の構築 及び県の予防計画に基づく 感染症対策行政の点検・進捗 を行う。

（構成）感染症指定医療機関、医療・福祉の関係団体、消防、報道機関、保健所、検疫所、衛生研究所、学識経験者

<保健所>

カ 地域新型インフルエンザ等対策協議会

（役割）地域の医療提供体制の構築（重症度による医療機関の役割分担、病床、外来等の確保等）、地域の患者移送に係る消防機関との連携、地域の感染状況、今後の地域の感染対策等の検討、助言、関係機関との情報共有等を行う。

（構成）地域の医療機関、関係団体、市町村、警察、消防、教育等

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル（医療提供版）について

① 改定素案概要

【改定マニュアルの構成】

構成は今年度改定した県行動計画に基づき、対策項目を拡充し、対策段階（準備期、初動期、対応期）ごとに記載内容を整理した。

なお、対策段階ごとに記載する内容については、県全体で議論すべきもの、それぞれ地域で議論すべきものなどの必要な整理を行った。

・以下の各対策項目毎に、準備期、初動期、対応期それぞれの実施手順を記載

第1 情報収集・分析	第5 <u>医療</u>
第2 サーベイランス	第6 治療薬・治療法
第3 まん延防止	第7 検査
第4 ワクチン	第8 <u>保健</u>

【マニュアルの活用（目指す姿）】

誰（担当課等）が、何を（どの会議体で協議、有識者会議の意見を参考に決定、準備、整備、協力等）するのか明確化したほか、有識者会議等で寄せられた御意見に対する対応を記載しており、各対策の実施に活用できるマニュアルとする。

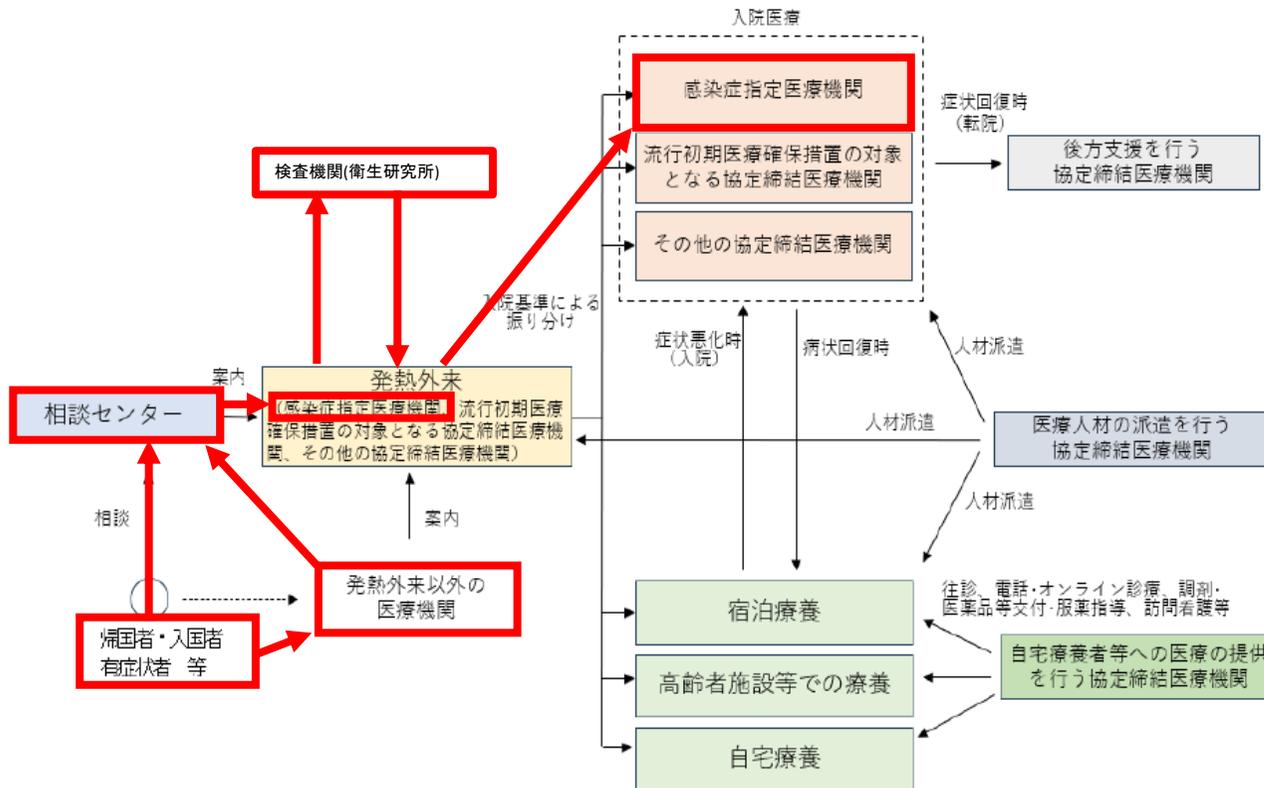
また、県全体で議論すべきものや、それぞれの地域で議論すべきものを明確にし、保健所単位で圏域ごとの医療提供体制の構築や確認等を行う際の内容が分かるようにする。

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル (医療提供版) について

①-1 第5 「医療」の概要

医療提供体制のイメージ
【初動期】



【初動期】

- ・封じ込めを念頭に対応
- ・病原体の性状について限られた知見
- ・感染症指定医療機関に受診・検査・移送→入院 (保健所が調整: 改定素案 行番号137、138)

<患者の流れ(赤表示)>

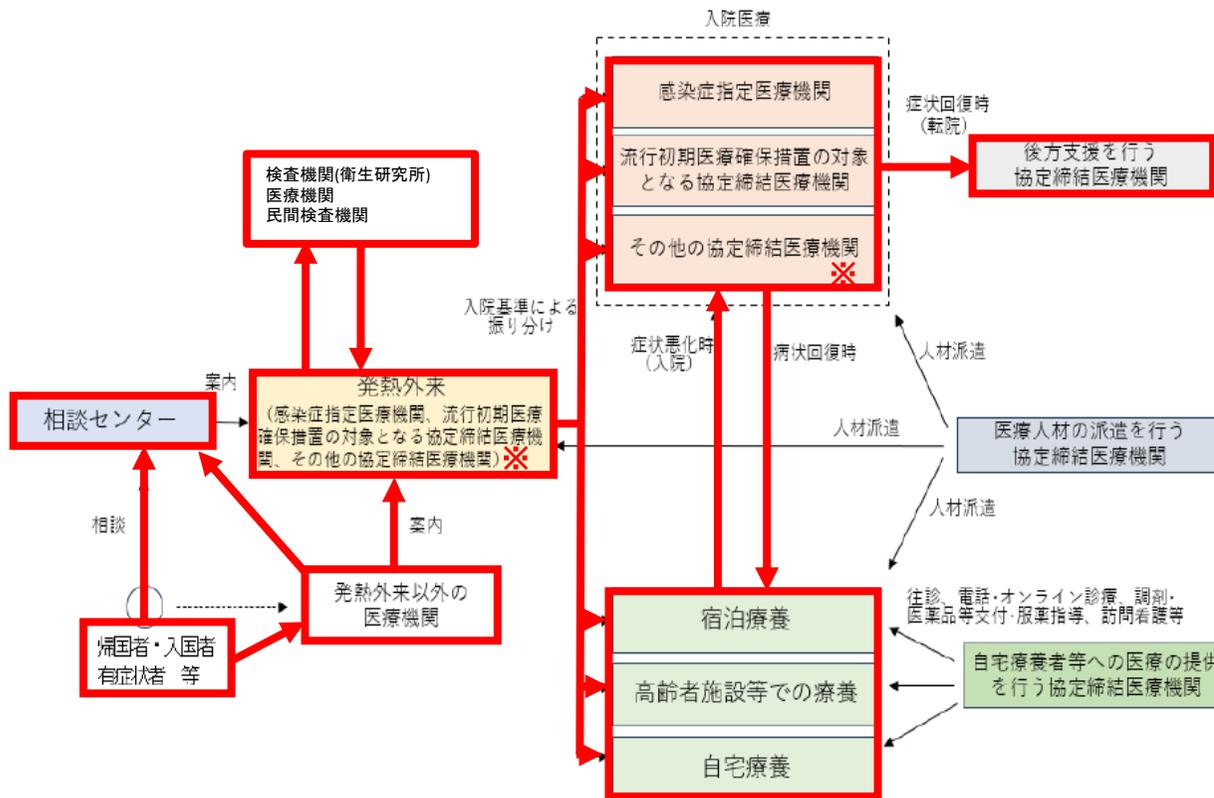
- ・有症者等は相談センター(保健所)に連絡
- ・相談センターは症例定義に該当する者を外来診療(感染症指定医療機関)につなげる
- ↓
- 検査を実施
- ↓
- 陽性者は感染症指定医療機関での入院につなげる

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル (医療提供版) について

①-1 第5 「医療」の概要

医療提供体制のイメージ
【流行初期以降】



【流行初期以降】

- ・感染症指定医療機関に加え協定締結医療機関が医療を提供(保健所が調整:改定素案 行番号146)
- ・地域における病床使用率等を踏まえ、次の措置をとる

〔重症化する可能性が高い患者を優先的に入院
自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等の療養体制強化
後方支援を行う医療機関への転院〕

<患者の流れ(赤表示)>

- ・有症者等は相談センター(保健所)に連絡
- ・相談センターは症例定義に該当する者を外来診療(感染症指定医療機関+協定締結医療機関)につなげる→検査を実施→陽性者は入院医療(感染症指定医療機関+協定締結医療機関)での入院につなげる
- ・病床使用率が高まった時期等においては、宿泊施設等での療養を進める

※流行初期医療確保措置の対象ではない医療機関への対応の要請は保健所の意見等を踏まえ実施

(保健所は、平時から地域における医療機関への要請方法(順番など)等を協議しておく:改定素案 行番号124~127)

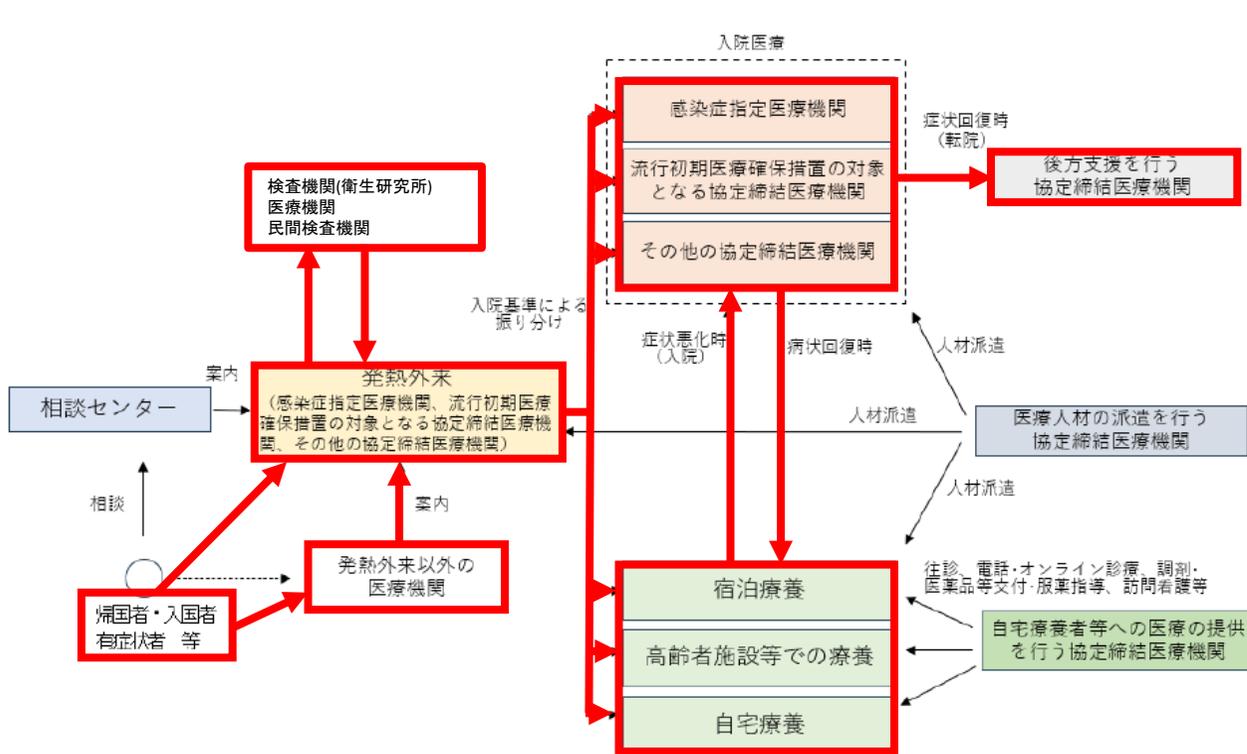
議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル (医療提供版) について

①-1 第5 「医療」の概要

医療提供体制のイメージ

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】



【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】
 ・相談センターを通じた外来診療への受診から、有症状者が直接外来診療を受診する仕組みへ移行 (改定素案 行番号148)

＜患者の流れ(赤表示)＞
 ・有症者等は外来診療(感染症指定医療機関+協定締結医療機関)に受診する

↓
 検査を実施

↓
 陽性者は入院医療(感染症指定医療機関+協定締結医療機関)での入院につなげる

・病床使用率が高まった時期等においては、宿泊施設等での療養を進める

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル（医療提供版）について

①-2 第8「保健」の概要

各圏域ごとに今後検討を要する事項等

- 圏域において外来診療や入院医療を提供する施設に要請する順番・役割分担等を整理
(改定素案 行番号191)
 - ・ 地域新型インフルエンザ等対策協議会等における協議
 - ・ 県保健所と中核市保健所の連携・役割分担
 - ・ 発熱外来等の協定締結を働きかけるべき医療機関のピックアップ
- 救急搬送体制の詳細について各消防本部と調整(改定素案 行番号191、210)
- 保健所における訓練の実施(医療機関等との協働)(改定素案 行番号186)

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル（医療提供版）について

①-2 第8「保健」の概要

有事の際に保健所が行う主な業務

- 患者等対応(改定素案 行番号241)
- 圏域ごとに外来診療や入院医療を提供する施設に要請する順番・役割分担等に基づき個別の医療機関に対応を要請(改定素案 行番号229)
- 医療提供体制やまん延防止対策について、圏域の状況を踏まえて本部に提言(改定素案 行番号249)
- 相談センターの運営(改定素案 行番号215、223)
- 積極的疫学調査の実施(改定素案 行番号216、227、228)
- 検疫所から通知のあった居宅等待機者等に対する健康監視の実施(改定素案 行番号236)
- 国及びJIHSが主導する調査研究等への協力(改定素案 行番号214、221、243)

議 事

(2) 新型インフルエンザ等対策マニュアル (医療提供版) について

② 今後のスケジュール (令和8年1月～令和9年3月)

項目	第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新型インフルエンザ等対策関係	1/29 全体会議 素案提示		全体会議 (書面開催予定) 案提示													
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(平時における準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域において外来診療(発熱外来)や入院医療を提供する施設に要請する順番・役割分担等を整理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域新型インフルエンザ等対策協議会等における協議 ・県保健所と中核市保健所の連携・役割分担 ・発熱外来等の協定締結を働きかけるべき医療機関のピックアップ ○ 訓練の実施(医療機関等との協働) ○ 救急搬送体制の詳細について各消防本部と調整 など </div>												
感染症予防計画関係													全体会議			
													施策の進捗等			

議 事

(3) 青森県感染症予防計画に基づく施策の進捗状況について

① 感染症対策に関する協定の進捗状況

ア 看護職員の派遣調整に関する協定

- ・保健所、宿泊療養施設、臨時の医療施設等での相談対応や看護業務を行う潜在看護職員等の派遣調整
- ・公益社団法人青森県看護協会と協議中

イ 感染症患者の搬送に関する協定

- ・搬送要請の方法、搬送先の調整、衛生資機材や感染症廃棄物の処理負担等に関する役割分担等の基本的事項
(実際の詳細な運用に関しては各保健所と地域の消防機関とで協議することを想定)
- ・青森県消防長会と協議中 (協定は各消防本部と個別の締結を想定)

ウ 臨床検査技師の派遣調整に関する協定

- ・衛生研究所、保健所、保健医療福祉調整本部等での検査業務や検査機器、試薬等の供給支援等に関する調整業務を行う臨床検査技師の派遣調整
- ・一般社団法人 青森県臨床検査技師会と協議中

エ 宿泊療養施設等の運営に関する協定

- ・コールセンター、宿泊療養施設、自宅療養者への支援、検査センター、ワクチン接種会場などの設営や運営業務
- ・民間業者と協議中 (他分野を含めた県全体での包括的な協定を想定)